

防犯情報



通帳

キャッシュカード

携帯電話



の譲り渡し、譲り受けは

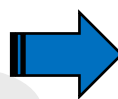


「犯罪」です！

不正譲渡等の形態と適用罪名

口座

- 不正に利用する目的で自分の口座を開設した
- 他人や架空の名義で口座を開設した



詐欺

- 自分または他人名義の通帳やキャッシュカードを譲り渡した



犯罪による収益の移転防止に関する法律違反

携帯電話

- 不正に利用する目的で自分の携帯電話を契約した
- 他人や架空の名義で携帯電話を契約した
- 電話会社に無断で自己名義の携帯電話を譲り渡した
- 他人名義の携帯電話を譲り渡した・譲り受けた



詐欺



携帯電話不正利用防止法違反



通帳・キャッシュカードを譲り渡した人は、**今後**

新たに口座を開設できなくなる場合があります！



通帳、口座、キャッシュカードについて、

「販売します、譲渡します、買います、売ります」

等の言葉があった場合は注意してください！



身近なところから「防犯力強化」を！

～みんなで、声掛けあって、被害防止～

(担当)
生活安全企画課